

2014年 5月30日

大和市長 大木 哲 殿

第四次厚木爆音訴訟原告団
団 長 藤 田 榮 治

厚木基地爆音防止期成同盟
委 員 長 大 波 修 二

第四次厚木爆音訴訟判決と今後の対応について

日頃より、私たちの運動にご理解とご協力を頂いてきましたこと、心より御礼を申し上げます。多くの皆さんに支えられて闘ってきました第四次厚木爆音訴訟の判決が、去る5月21日、横浜地方裁判所において言い渡されました。

判決要旨は、厚木基地周辺住民に対する爆音被害は、「住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害を生じさせるものとして、違法な権利侵害ないし法益侵害である」として損害賠償の増額を認め、飛行差し止め請求については、自衛隊機の夜間・早朝(午後10時～午前6時)の飛行を差し止めを命じる画期的なものでした。この判決に対する原告団の見解は別紙「横浜地裁判決を受けて(声明)」にまとめました。

この地裁判決を国は不服として控訴するとしていますが、私たち原告団は、損害賠償については、原則として控訴しない。飛行差し止めについては、米軍機の差し止めが棄却されたことは基地被害を受ける住民として容認できない。したがって原点に戻って控訴する。という態度を確認しました。

以上により、裁判は東京高裁の場で再度審理を求めることとなりますが、私たちは控訴審で、米軍機に対しても飛行差し止めを認めさせ、爆音被害の解消に明るい展望が開けるよう、頑張ってもらいたいと思っています。

貴職のこれまでのご協力に感謝いたしますとともに、引き続きご協力をお願いし、報告とさせていただきます。